

相談・検査体制の強化について(案)

① 医療機関向けの相談窓口の開設 (2月27日～)

- 府内医療機関からの患者対応の相談を受けるための専用電話相談窓口を新たに設置

<名称> 医療機関向け新型コロナ受診・検査相談センター

<内容> 「帰国者・接触者外来」への受診や検査依頼に関する相談

<体制> 開設時間…10:00-17:00 (平日のみ)

場所、体制…府庁本館6階

(府職員(医師)2人がローテーションで対応)

<運用> 匿名は不可(なりすまし防止。医療機関と氏名を名乗る)。

相談内容は、検証のため録音。

電話番号は、医療機関にのみ周知

② 帰国者・接触者相談センターの名称変更

⇒ (新名称) 新型コロナ受診相談センター(帰国者・接触者相談センター)

- 相談実態を踏まえ、「帰国者・接触者相談センター」の名称を変更

③ 「帰国者・接触者外来」への受診指示及び行政検査をより柔軟に運用【資料3-1】

- 国の受診目安を幅広く捉え、積極的に帰国者・接触者外来への受診を指示
- 国の検査基準に加え、「原因不明の肺炎患者でウイルス性が疑われる者」や「呼吸器症状の急性増悪」の場合も行政検査を実施。